

# 告 示

## 埼玉県告示第百九十六号

深谷市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和五年二月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

深谷市	令和三年度	地籍図二十二枚	深谷第四十二地	令和五年二月
	令和四年度	地籍簿一冊	区（大谷の一部）	十三日
調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	調査を行った年月日	証